

# 周代の土地制度

——とくに新出西周金文を通じて見た——

貝 塚 茂 樹

【要約】 新中国において革命後新たに発見された西周時代の青銅器銘文によって現れる、西周時代の土地、人民の恩賜策命によってえられる知識によって、従来の古典と、青銅器銘文とをもととしてつくられた西周時代の土地制度についての通念を反省した。その結果、西周の中央の官僚のうける官職、ならびに辺境の諸侯のうける封土とは、ともに旧君主が死亡すると、新しい君主によって再認められる必要があった。これは西欧、フランク封建制におけるフェアファレンと呼ばれる慣行ときわめて類似している。中国古代における土地観念は古代宗教の季節感の影響を強くうけている。新年、あるいは新王によって、新しい秩序が再生するといふ観念がこの慣行を生み出す原動力であったであろう。

史林 四九卷四号 一九六六年七月

## はじめに

以前、すなわち西周時代にさかのぼりうる史料としては、わずかに詩篇等が利用されたにすぎなかった。

周代の土地制度については、かの有名な井田制度をめぐって、古今の学者がいろいろの角度から研究し、しばしば激しい論議をまきおこした。かれらが典拠としたのは周室の東遷より四世紀をへた戦国時代の思想家である孟子の社会改革論や、同じころの斉国の儒教の制度学者つまり礼家の編纂になると思われる周礼などが重視された。周室東遷

ある時代の土地制度の基本的史料として、まっ先きに土地台帳、戸籍、土地譲渡文書などがあげられる。西周時代の王族・貴族の宗廟の祭器である青銅器の銘文つまり金文は周の王室・貴族・大官・軍将などが臣下を官職に任命し、所領や位階を象徴する乗車や祭服を恩賜する辞令を記録したのが重要な部分をしめしている。この辞令のなかの恩賜品

目のなかには、農地の台帳や農民の戸籍などにあたるものが引用され、また所領つまり農地の譲渡についての慣行をかなり詳細に記録したものがあつた。これは周代の土地制度を研究するためにも重要な史料を提供するものである。この金文を基礎として西周の社会制度の考察を進めようとする気運が三十六年前、郭沫若の『中国古代社会研究』の出版によっておこされた。

しかし西周金文には周の何王の即位何年に作られたか、紀年を正確に記したものが極めて乏しかった。これを歴史の史料として使用するためには、周の金文を製作年代にしたがって断代し編集しなければならぬ。一九三一年出版され、三四年に増訂された郭沫若の『西周金文辞大系』は、王国維の着想を發展させ、既存の金文をとまかく西周の諸王の時代順に編年した劃期的な史料集成であつた。

一九三一年の大系初版を手にした筆者は、周代が奴隸制社会であるか、封建制社会であるかという社会史論戦の手がかりであり、きめ手になるかと思われる奴隸を原義とする臣を恩賜した西周の金文の策命をとり上げて、「金文に見えたる錫臣の記事に就て」(『東方学报京都』第三冊)を発

表した。この未熟な論文をその後国内及び中国における金文学と、古代社会経済史学の目ざましい進歩をとり入れて面目を新たにした論文を起草しようと考えたが、その意志を果さないうちに本土では中華人民共和国が誕生した。

中国全土の基本建設にもなつて各地から無数の先史及び歴史時代の遺址が発見され、とくに珍らしい長文の銘文を刻した周代の青銅器が、若い考古学者の手によつて続々と発掘され始めた。<sup>①</sup>

周代金文の史料としての欠陥は、銘文にその製作の年代が明記されていないばかりでなく、青銅器自体が盗掘によつて出土し骨董商によつて売りさばかれたため、その出土地点も不明で、青銅器の器形図も写真もなく、ただ拓本だけしか知れないものが大部分であつた。これらのなかには器自体が偽作であるもののほかに、銅器自体は真物であっても、銘文を後刻したのもふくまれ、史料として利用するにあつては、相当の注意を払う必要があつた。解放後の考古学者によつて発掘された青銅器は全くこれとは趣きをことにしている。われわれは遺址と出土状態・伴出遺物の明らかな青銅器の写真と銘文拓本とを紹介され、ときには

中国で実物を直接に見る機会さえ恵まれることになった。

新出の西周の金文については『考古学報』『考古』『文物』などに散見する記事のほかには、陳夢家がかつて一九五五年から五六年にわたり『考古学報』に連載した「西周銅器断代」、戦後の新収金文拓本を集めた于省吾の『商周金文録』（一九五七）があるのみで、最近の出土銅器を網羅した青銅器ならびに金文史料集はまだ出版されていない。われわれの研究室では新出金文資料集成とその総合研究を世に送るべく努力中であるが、ここでは新出金文が西周の土地制度について如何に新しい知識を啓示しているかを略述して、旧稿改行の責を部分的に果したいと企てた。

### 一 周代土地所有の宗教的性格

周代のひとびとが土地所有をどういうように考えていたか。これを何よりよく表わすのは土地譲渡に關した慣行である。西周の金文のなかには他人に土地を譲りわたした手続きを記述した例に乏しくないが、そのうち、もっとも詳細な記録を残しているのは散氏盤（西周金文辭大系釈文以下略称大系二二九葉）である。この青銅器は矢国が隣国の散氏に肩

と井との二邑、つまり二個の聚落を譲渡するにあたって鑄造せられ、この領土とともに矢国に引き渡されたもので、この境界についての紛争が未来永劫に起ることがないように、兩國で誓いあった顛末を銘文に記したものである。

この銘文には、あるいは河水をわたり、岡を上下し、或は周国の都に通ずる公道である周道に沿って歩き、所要所に奉という境界標をきびきびながら、領土の四境を確定したことが精細に書かれている。これに表れるいくつもの小地名を現在の地名に比定することがほとんど不可能であるため、ここに原文をあげることがほとんど不可能であることは、この境界標である奉は滌と書かれていることである。王国維はこの、奉字が手と竹とから成り、その手は金文では邦字の手と同形で、封字の圭の篆文はこれを誤ったものであって、滌は封字の原形だと考えた。<sup>②</sup>

中国の土地の精霊を祭る社は、殷代から周初にかけては $\diamond$ と書き、盛り土の形を象形している。盛り土をしている社神、つまり土地の精霊を祭ることが封という儀礼の原始的形態であったのであろう。

しかし、春秋時代の末期に魯の哀公から国社の神木のこ

とをたずねられた孔子の弟子の宰我が「夏后氏は松をもつてし、殷人は柏をもつてし、周人は粟をもつてす」と答えた会話が『論語』八佾篇にのせられている。土の精霊を祭る国社にはそれぞれ由緒のある神木が植えられ、信仰の対象となっていたのである。邦という字の要素になっている手は半と書かれ、根のついたままの苗木を表わしている。国家の創建、つまり諸侯が封建されるとは神木の苗木をたずさえて行って、社をたてることだと観念されていたのである。

ある領土の境界を確定するときその所要所に奉ずる、つまり封ずることは、同じように土地の精霊を代表する神木の苗を移樹することであった。この神木によって境界は神聖化され、不当にこの境界を侵害するものは、神罰を受けるとして恐怖したのである。宰我が周人が社の神木に粟を用いたのは、「民をして戦栗せしめんとてなり」といったのは、古代人がこの神木にたいする心持をよくいい表わしている。土地の所有権はこの境界確定の行事によって明らかのように、社神という土地の精霊の宗教的権威によって支えられていたのである。

この境界の確定に立ち会った矢の役人は散氏に  
我れ既に散氏に田器を付せりと。爽さかうことあらんや。まこと  
にわれ散氏の心を賊さかなうことあれば、爰こゝ千罰せんばつ千して、伝して  
棄すてよ。

と誓っている。そこでこの新領土の地図を作成し先王の宮廷に保存することとし、史官がこの一件の記録を書いて、それを銘文に刻したこの散氏盤を鑄造し、田地といっしょに散氏に交付したのである。ここではこの青銅器が田地の所有権を基礎づける象徴となっているように見える。<sup>③</sup>

周代の青銅器は貴族が宗廟で祖先をまつる儀式に使用される神聖な祭器であった。「君子は貧しといえども祭器をうらず」〔礼記〕曲礼篇「田禄なきものは祭器を設けず」〔同上〕といったように、こういう銅器の鑄造と所有は国家から領地を給されている君子すなわち貴族の身分にあるものだけに認められた特権にぞくしていた。これは宗廟を造営し、祖先の祭礼を行う貴族の身分にだけ許された基本的な特権から派生した特権といえるのであろう。

春秋から戦国初期にかけての諸都市国家の対立時代においては、各国の卿・大夫・士などの貴族が国内の紛争のため、

外国に逃亡するもの、当時の用語にしたごとくと他国に「奔る」ものが跡をたたなかつた。かれらが「国を去り、国境をこえるときには、土壇をきづき、故国にむかって大声をあげて泣いて告別する」(同上)のが正規の礼であった。かれらはまた礼の規則にしたがって、「大夫と士が国を去るときに、祭器は竟を踰えず、大夫であれば、祭器を同僚の大夫に寓<sup>あづ</sup>け、士であれば、祭器を同僚の士に寓<sup>あづ</sup>けた」(同上)といわれる。<sup>④</sup>

周代の宗廟祭器である青銅器そのものが、田禄、つまり君主から賜った所領の象徴とされ、故国を退去して他国に亡命するときは所領を国家に返還するとともに、銅器もまた国外に持出さず、同僚に保管を依頼するのが正しい礼とされていたのである。

がんらい西周の青銅器は周の王室から氏族の祖先を祭るため宗廟を建て、それを中心として都市国家、つまり都邑を創設する特権をあたえられた貴族が、その宗廟で祖宗の祭りに使用するため鋳造したものであった。

左伝莊公一八年には、「凡そ邑にして宗廟先君の主あるものを都といい、無きを邑という」といっている。金鶚

は魯国の三卿の季孫氏の費邑、孟孫の成邑、叔孫子の郈邑などに先祖の桓公の宗廟をおき、三都と称したのを例としている(『求古錄礼説』巻九)。西周初期には必ずしも左伝にいうような都と邑との名称区別が存在したわけではないけれども、周の臣下が邑をたてるには先ずその宗廟をたてたので、これはつまり後世にいう都を立てることにあると見られるであろう。周における土地所有はその土地に宗廟を立て、祖先の祭祀を行うことによって、保障され、その子孫がこの祭祀をつづけるかぎり、所有権は容易に侵害されることはありえないと信ぜられたのである。

ある氏族の祖先祭祀によって保障されている土地の所有権は氏族の統一がつづくかぎり、それが不可分であるかぎり、その領土を恣意的に分割することは許されなかった。

春秋時代の末期に降っても、氏族の領土は一体として相続され、ほしいままに分割することは罪悪と意識されていた。左伝の昭公五年によると魯国の名族叔孫氏の寵臣で叔孫氏の嫡子を殺して内乱を起した豎牛は李氏の家臣南遺と結ぶため、叔孫氏の所領の三十邑を分ちあたえた。叔孫昭子が相続したとき豎牛の罪を告発し「その邑を披<sup>き</sup>きて、ま

さにその罪を逃れんとす」と書いてある。所領を分割することは、春秋末期においてもこのように非常な悪業とされていたのである。

西周時代にも鬲比鼎（天系二七葉）にはこの作器者が「攸衛牧のため田地を侵奪され、少しもそのいい分を聞いてくれない」と周王朝に訴え出たことがある。王は記録官の史南をして大臣の虢旅に随行して実情を視察させた結果、虢旅は攸衛牧に「当方が侵害した先方の田地をことごとく返還し、その上、罰として当方のものと田と邑もを弓矢を天地四方を射る儀式を行っておごそかに分割して先方に引き渡さなければ、思う存分追放に処せられても仕方ありません」と誓約することを命じたと述べている。田邑の分割は貴族の男子が生れたときに矢を射て悪魔を退散させ、赤児の心身を守ると同じような呪術の儀礼を行ったのである。<sup>⑤</sup> こうして田邑を分割するときにはまた土地とその上に耕作する農民までつけて、先方に引渡さねばならない。

周厲王時代の器といわれる克盃（天系二三葉）には王が善夫つまり膳夫の職にある克に領土を与えるために、まず史官の長官である尹氏に、下役に命じて克に引渡すべき田

地とその上に住居する農夫を戸籍に登録させたことを「田人を典す」と述べている。西周後期には土地台帳と住民の戸籍は木簡いわゆる版に書きつけられ、所有者は大切にこれを保管し、田地の侵奪を防ぐとともに、他人に譲渡するときは、台帳と戸籍をよく照合して誤ちがないようにして先方に引き渡したのである。

## 二 周の外服諸侯の封建策命

——とくに宜侯矢股に関して——

われわれは従来から世に知られている西周金文のなかには、周の諸侯を新しい国土に封建した策命が見出しえないことを遺憾としていた。周成王が殷国の旧版図に弟の康叔封を衛侯に封建したときにあたえた訓誡だといわれる尚書の酒誥篇には、「昔し殷の先哲王は：自ら暇いとし、自ら逸することなく、矧まはそれ敢て崇飲せんといわんや。外服におよんで、侯・甸・男・衛の邦伯、内服におよんでは、百僚・庶尹、巫と、服と、宗工、および百姓、里居は、敢て酒に瀕ひするものなし」といっている。

この殷王朝の政治組織の内服・外服の二部制はこれを征

服した周王朝にも踏襲された。一九二九年洛陽の馬坡から発掘された周の歴史官である作冊令の製作した令彝（大系三）<sup>⑥</sup>には明公すなわち周公旦が成王の命を奉じて、成周に周の百官と諸侯の大朝会を開いたことを述べてる。朝会に参列したのはまず卿事寮（つまり司徒司馬司空等の三有事）諸尹、里君、百工らが列記せられる。これは酒誥の内服にある百僚、庶尹、惟れ亜、惟れ服、宗工（宗字は百字の誤り）、および百姓、里居（里君の誤り）にあたる。器文は次に諸侯、すなわち侯、田、男を列記する。これは尚書の外服にある侯、田、男にあたり、その衛邦伯三字は後世の書き加えたものであるらしい。

酒誥のさらに後段には、成王の言を引いて「汝、殷の猷臣、侯、甸、男、衛、太史友、内史友」として周の賢臣、百宗工らと区別している。周公召公らが成王を奉じて洛陽に政治的首都を建設し、康叔封を殷の旧都に衛侯として封じた当初は、周室の華北平原一帯にたいする支配力は微弱で、魯侯伯禽、齊の大公などが遠く山東地方に軍事植民して建国することはまだ実現されていなかった。したがって、外服の諸侯は殷民族系統のものだけが考えられていたので

ある。

成王末年から、康王の時代にかけて、周室の勢力は次第に華北平原を実質的に制圧し、四方に遠征軍を派遣して、軍事的植民都市を建設した。史記には、「成王康王の治世は、天下は泰平で四十余年にわたって武力に訴えねばならないような紛争がおこらなかつた」（周本紀）と述べているが、革命後考古学的な調査が全国に及ぶにつれ各地の西周初期の遺址から発掘された青銅銘文によって、これは全く歴史的事実に反することがわかつた。

筆者はかつて山東省寿張県梁山等から発掘された太保殷その他の金文によって、成王の初頭、周公旦と召公奭とが殷の遺民の武庚の叛乱を鎮定したのち、殷と東夷の連合軍を追って兵を山東半島に進め、ついに山東半島の東端に近い黄県まで達した。後あいたずさえて梁山に帰った周公がこの地方つまり徐土を召公奭の采領とし、その長弟の旨というものを燕侯に封じたことを論じたことがある。<sup>⑦</sup>

その際、私は召公が始封された燕国はこの地方にあつたので、河北省の北京附近に燕国が移封されるのは、これより若干後の時代の出来事であると解釈しておいた。ところ

が一九五五年遼寧省凌源県海島營子村馬廠溝小転子山の斜面から発掘された一六個の銅器に見出された銘文は、この私の見解をくつがえした。その中でとくに、匱侯つまり燕侯が製作したという銘文をもつ、いわゆる燕侯盃は器形、文様とから見て、疑いもなく西周初期の青銅器にぞくしている。

樋口隆康氏が指摘されたように、私の旧説は誤りで、召公の長弟の旨は、一度徐土に封ぜられたが、間もなく再び軍をひきいて北上し、北京からさらに東北に転じて長城外の凌源県まで進出し、ここに軍事的コロニーを建設したのである。北京附近に引きかえした燕侯旨は、ここを燕国の首都と定めたい。清朝末期北京城外から発掘されたという燕侯旨の製作した銅器の一群がこのことを証明するものと見なされる。<sup>⑨</sup>

成王、東北の遼西地方への遠征が行われたのは成王の末年か、康王の初年のころと推定されるが、これと同時に、または少し遅れて、淮夷の叛乱を親征した周の成王は東南の楊子江下流にまで進軍した。

このことを実証するのは一九五四年に江蘇省丹徒県煙墩

山のふもとで農民が偶然発見した十二個の銅器群中の宜侯矢戣の銘文であった。<sup>⑩</sup> 出土地が、いままで周の王化に沃していないと信ぜられた江南辺境の地であるというばかりでなく、この十二行百三十字は周初の金文としては稀に見る長文である。その内容も、従来まだ発見されたことのない周初の諸侯が初めて領土を賜り侯に任命された、封建策命であって、周氏のたいへん貴重な社会経済史料を提供するものであった。<sup>⑪</sup>

宜侯矢戣には先ず、周武王と成王の殷王朝征服のあとをついで、東方諸国に周室の威権をゆるぎないものとしようとした康王が、この銅器の発掘地点にあたる「宜」という都市の宗廟にその都市の精霊を祭った後に、矢をこの宜地の侯に封ずるといふ策命をあたえたことを述べている。

この文章を読むものは西周初期においては周康王がこのように楊子江南にまで遠征し、そこに王朝の權威を確立し宜侯という諸侯をしてこの地に軍事的植民都市を形成させたことを知って驚異しないものはないであろう。

周康王は宜侯矢をこの地に侯たらしめ、領土を錫わった。次に領土の細目を示し、さらにその後、ここに居住する



べき人民を身分別に人数をあげている。残念なことには、農民が不用意に発掘したため、破壊され、もっとも大切な恩賜の領土の細目のなかの八字が全く欠失し、そのため、内容を正確に知りえなくなったことは遺憾にたえない。

この封建の策命は「土を錫う、その川は三百□、その□は百有□、その□邑三十有五、その□百有四十」と書かれている。これはたぶん「土を錫う、その川は三百□、その山は百有□、その□邑三十有五」と読むべきであろう。揚子江下流地方の大小の河川の入り乱れた、デルタ地帯のことであるから、三百という数はその概数を上げたのである。これにまじって南京の丘陵地帯の山を成数で百四十を数えたとしても決して不自然ではない。川を剛などと読みかえる学者の説もあるが、詩の魯頌閟宮篇に魯侯伯禽が「山川土田附庸を錫えり」というのとまさに一致する。未開の地域においては、区域内の山岳河川を併せて領有の対象となっていたので、これは少しも不思議ではない。

西周後期の金文のなかにも、周王から司徒に任命された鄭の御苑の森林、川沢、牧場を管理した免というものの策命<sup>12</sup>、また呉の大父をたすけて収穫場と森林、川沢、牧場を

つかさどった同<sup>13</sup>というものの受けた命書を記録したものである。かなり開発が進んでいる周の本拠陝西省でも、所有権は単に農地に限定されたものでなかったことは郭沫若氏もすでに指摘した通りであった<sup>14</sup>。

宜侯の銅器の本文にかえると、この土地の細目につづいて、「(一)宜にある王人□有七姓を錫う。(二)奠<sup>15</sup>の七伯とその厖<sup>たふ</sup>□有五十夫を錫う。(三)宜の庶人六百有六十夫を錫う」と書かれている。(一)項の王人□有七姓、有奠七伯とその下に属する民□有五十夫は、少くとも、宜の土着民でなく、中原地方からの移住民で宜侯の支配に帰したものであり、これにたいして、(三)の宜の庶人は宜の土着民であるとされている。中原からの移住民と、土着民とが相並んでこの新植民都市を形成したのである。

これら宜侯の支配下に帰した庶民らはどんな身分にぞくしているか。自由民であるか、不自由民であるか、奴隸と見るべきか、農奴とすべきか、いろいろの学説が行われていて、まだ結論が固まっていない。西周初期の金文である中鼎には、南征して寒師に着いた成王が、大史に命じて虜土に布告させた後に、従軍していた中というものを呼び出

して御言葉を賜った。「中よこの褒の國人たちは、入って事えて、父の武王に天から賜った『臣』となった。朕は今お前のため萬土に布告して、これをお前の采、つまり領地にさせた」といっている。<sup>10)</sup>このように周に服属した辺境の士民たちは、この土地とともに天から周王に臣下として恩賜されたものと考えられたものと、観念されていたのである。これは尚書梓材篇に、先王がすでに勤めて、明德をもって懐け來しとしたお蔭で、庶の邦享し、兄弟となつて方來朝した。先王が徳をもってなつつけられた上に、わが君が典法をもってなつつけ集められたので、庶の邦は大いに來朝した。これは皇天が既に中国の民及びその疆土を先王に付与されたのだということになる」といっているのと同じである。王の徳化によって天下の人民と土地とが一体となつて周に服属したのである。

陝西省西安附近にあった周の首都からはるかに離れた楊子江流域に封じられた宜侯への恩命は疑いもなく周の外服諸侯にたいする典型的な策命の例を示すものである。これにたいして、清末に出土した大盂鼎にかかれた康王が孟にその祖先南公について司戎の職に任命したときの策命に

「汝に邦司四伯、人鬲すなわち馭より庶人に至るまで六百五十九夫をたまう。また夷司王臣十三伯、人鬲千五十夫をたまう」といっているのによく似ている。このことは周の初期においては、外服は陝西省の周が殷征服前から領有した土地にたいして、殷征服後の新しい領土を指したものであったが、陝西省の旧領内においても、辺境の夷狄と接觸する辺境地帯は外服と考えられ、同様な軍事的植民都市がおかれたことを意味する。ただその場合はここに侯と称される諸侯をおかなかつたが、実質的には侯と変らない策命がなされたのであった。このことは新しい史料によってえられた一つの重要な知見であった。

周は新たに周の臣となった住民とその住む土地とをひっくるめて、周の大臣の中の采地として与えた。采という字は、果樹の果物を採取する動作を象形している。采とは、この土地の住民からその地の産物を貢ぎとして献じさせる権利を手に入れることだと解釈できるであろう。これは周の天子がその地域の住民から徴収する貢納をその臣下に委譲したことだけを語り、この権利はいわゆる所有権ではなく、単なる用益占有権にぞくするように見えるけれども、

果してそう解釈して差支えないであろうか。周から封建され、その地域に都市国家を建設した臣僚はいったい周の王室にどんな負担と義務を負ったのであろうか。

筆者はかくして諸侯となり、都市国家を形成した周室の臣僚たちは、王室にたいして王及び王の使者、王の軍隊が派遣されて、その領内を通過するときは、これを饗応して、食料と宿泊の便宜を供給する義務を負ったのみでなく、その同僚たちにたいしても、同じような待遇をあたえたのだと解釈している。

この点に關しても周初の金文がまた有益な暗示をあたえてくれる。戦後に江南で発見された宜侯矢の前身である作冊令矢及びその子孫が製作した銅器の一群が、戦前の一九二九年周王朝の政治的首都であった成周、つまり現在の洛陽城東北の邙山の麓の馬坡から盗掘された。一二行一一一字の令𪔐と一四行一八七字の令方彝とは歴史的内容に富んだ長文の戦前の新出西周金文としてきわめて注目すべきものであるが、ここでは令𪔐の記述が問題である。<sup>17)</sup>

周成王の皇后であった王姜が成王を奉じて南夷の楚國を征して炎という土地にましましたとき、後に宜侯に封ぜら

れる人である史官の作冊令矢が王姜を迎えて歓迎の宴を開いた。王姜太后は御機嫌うるわしく、この歓待にこたえるため、矢令に寶貝十貝、臣十家高百人を恩賞として下賜された。作冊令の父にあたる史官の長官である公尹伯が従軍している周室所属の軍団の軍士、従者のなから臣十家高百人とを選んでこれに王姜の君の御言葉を伝えて、令に配属させることにした。<sup>18)</sup> 令は天子の君の賜物にこたえ、丁公の宝器を鑄造したのであるが、その目的はまず「もって御宗家の行事に奉仕し」、次に「もって王の逆造を饗したてまつる」とある。「王の逆造を饗す」とは衛鼎の「王の出入の事人すなわち王の使者の出入を饗す」と同意である。<sup>19)</sup> 周の王室から派遣された使者が境内を通過するときは、この銅器で饗食してさしあげると誓う。このことは王室の使者を饗食するだけではなく、そのひきいる軍隊などの境内の交通の安全を保障し軍の飲料の供給、運輸の便宜を提供する責任をとることを誓ったことを象徴的に述べている。

周の王室より一定の民族的軍団を分給され、軍事的都市国家を建設した周の臣僚たちは、その領土の象徴としての祭器を鑄造し、それをもって王室に奉仕する義務を莊嚴に

誓約したのだと解される。

周の成王時代に、河北省東北部の殷の故地に駐在して東方と北方との異族の経略に任じた伯懋父なる有力な部将があった。かれがその部臣たちの軍功などを嘉みして賞賜したことを記した金文がかなり残っている。それらの一つである小臣宅毳には、白懋父が西周の都である豊に入京したときのことであろう、中央の高官である同公の命によってかれに奉仕した小臣宅の勞に報いるために干戈と良質青銅原料、車馬などを送ったことをしるしている。小臣宅はこれを記念して宗廟の祭器を鑄造し、子子孫孫に伝えるとともに、「万年もって王の出入を饗したてまつらん」と誓っている。<sup>②</sup>

令毳の場合は周成王の出征に従軍した令が王姜という成王の後姫から臣属の賞賜をうけたのであるが、出征の師氏軍団のなかから、臣十家などの軍士を選び出して分給したのは公尹の白丁父つまり丁公であった。令毳の前に述べた誓約はこの上役の丁公を記念するため、天子や主君の永生をいらい、服属をちかった寿詞として理解すべきものである。<sup>③</sup>

周初の金文にしるされた王室の使者にたいする饗食の義務は、王室にたいする服従をちかう寿詞の一部分としてきわめて簡明直截にあらわされている。小臣宅の銅器は、小臣宅が主君の同公の命によって、白懋父に奉仕し、その勞をねぎらって干戈車馬、銅器原料である青銅などをもらったことにこたえて製作した祭器である。その末尾に未来永く王の出入の使者を饗食しようとの誓いが述べられている。このことは、家臣がその主君の恩にこたえる服従の誓いが、主君をこえて、この根源にある西周の王室の恩寵にこたえて、天子への服従の誓いへと転化されていることを示している。西周初期における王室の權威の強さというよりは、西周初期の周民族、つまり姫姓の氏族たちの連体意識の強さをあらわしているといえるであろう。

しかし成王の時代から次の康王の時代に進むと、井侯の恩命にこたえて臣妻が製作した器のように、天子の使者ではなく、直接の主君である井侯の使者が領内を通過するときにこれを饗食したてまつらんと誓うことになった。周の諸氏族の分家である諸侯がそれぞれ氏としての団結をかためたため、周の氏族全体の連体が失われ、結果として西周

王室の權威の低下が生じてきたのであった。

水野清一博士は、封建的叙任の策命をかけた青銅器の銘文は、封建にさいした分器、言葉をかえると祭器の製作が王の神明な徳を諸侯たる臣下にわけける儀礼であったことを主張された。<sup>24</sup> 周の王室の徳を代表して作られた宗廟の祭器は、それぞれの国の土着の氏族の守り神である土の精霊を鎮撫し、周室の祖宗の精霊の權威を確かめようとするものであったと解することができるであろう。周氏族の精霊、つまり宗廟の主神の權威によって、土地の精霊を鎮撫すること、を周室から委託されたのが宗廟の祭器たる銅器銘文にしろされた周初の諸侯封建策命の本質であった。周の臣下が封建によってうけた領土の所有権は、宗教的な特権に外ならなかった。こういう解釈が成立するとこの金文の末尾につけられた吉語のなかで、この銅器によって、「王の使者の出入を饗食したてまつらん」という服従の誓いは、臣下つまり諸侯がこの土地に居住する人民と一体をなしていると見なされている領土の占有にともなうて王室に負う義務を認めたものと見られるであろう。周初の諸侯、つまり周初の諸都市国家の君主は、宗家である周室にたいしてその使

者を饗食すること、つまり、軍役奉仕の義務を負担したのであった。

西周の外服の諸侯が周室から恩賜された領土の継承はいかにして行われたか。周康王が成王をついで踐祚の式をあげたのちに外服の諸侯に謁見した礼が尚書顧命篇の後半にのせられている。周の宗廟で踐祚の儀式を終えた康王は廟から出て応門内の外朝、すなわち廟門前の広場の中央の所定の位置に立った。太保召公奭が西方の諸侯をひきつれて門内の左り側に立ち、畢公は東方の諸侯をつれて門内の右側に立った。

介添役が代表として忠誠の象調である玉にそえて幣物をささげて王に

「君の門かどのお守りをつとめる私どもつつしんで領地の精霊のしるしをたすさえて参りました」<sup>25</sup>

と申し上げ、太保らこそぞって、天子が周の王室の偉業を継承されたことを祝ぎたてまつった。王はこれにこたえ、

「もろもろの國、すなわち侯服、甸服、男服の守り人たちよ」<sup>26</sup>

とよびかけて、周の祖宗、文王、武王が

「熊羆のごとき勇士、二心なき忠臣の輔佐のおかげで、天命を

うけて、天下を統一されると、もろもろの侯たちを封建して王室の守護とされた。我が代に及んで、今予の伯父御にあたる人々よ、ねがわくば、汝の祖先がわが祖王に臣事した忠績を回顧して、たとえ辺境にあつても、誠心を王室に通わし、奉仕を怠らず、幼きわれをして祖先をはずかしめることがないようになしてくれよ」

と告げている。周の王が死去すると、外服の諸侯たちは、西周首都に推参して、新王に謁見し変らず王室に忠誠をちこう。その際に領土のシンボル、つまり壤奠を捧持して、王にささげたのである。このことは、王者の交替にともなうて、諸侯の所領は一度は周王室に奉還され、改めて新王より所領の安堵をうけるのが定例であったことを物語っている。

フランク時代の封建制において、家臣と主君との封建関係は、家臣が主君にコンメンダーツィオと忠誠の宣誓を行い、これにたいして、主君の側から家臣に封土を授与することによって成立する。主君または家臣の一方が死亡したときは、この封建関係が主君と家臣との間の忠誠関係にもとづいた個人的性格をおびたものであるため、封土は主君

の手に復帰するのが当然とされた。主君が死亡し、新しい主君が即位したときは、従来の家臣は封土を保有しつづけることができず、封土は主君の手に復帰し、家臣に新主君にたいして、改めてコンメンダーツィオと忠誠の宣誓とを行つて、封建関係を更新することが必要であつて、これをヘレンファルと呼んだ。以上がヘレンファルについての古典的な理論であるとされる。<sup>5)</sup>

中国の西周において、外服の諸侯の封土は、主君の交代に際し周室の王廷に朝見して、所領安堵の確認をもとめるのが、礼つまり一般的な習慣とされていたようである。これは中国においても、古典的な理論による西洋のフランクの封建制におけるヘレンファルの慣行が存在したことを示すもののように見える。しかし新王に朝見する礼の詳しい儀礼の記述と、歴史的事例とが乏しいので、これだけではまだそう立言することは困難である。参考のため周室中央の臣僚、つまり内服の策命の実例を調べて見よう。

### 三 西周の内服臣僚の策命

西周の官制は、外服と内服とに分かれる。外服は辺境の

地方で侯、甸、男等の称号をもち位階をなしている諸侯の自治にまかされている。これにたいして内服は卿士を頂點とし、司徒・司馬・司空など、それぞれ職掌をもった周室の臣僚である。令方彝の周公明保に従って成周すなわち洛陽の東都に会した卿事寮、諸尹、里君、百工等がこれにあたる。周礼や礼記王制などにも百官名が記せられているが、じっさいに西周に行われた官名を知りうる古典の史料は詩經の小雅節南山の十月の交篇に上から卿士、司徒、宰、膳夫、内史、趣馬、師氏などを列挙したのがもっとも信頼すべき史料であった。したがって西周の内服の官制についての具体的な文献はきわめて貧弱なものであった。

これにたいして、西周後期の金文はこれら内服の官僚にたいする叙任の策命の実例を提供するものである。西周金文に現われる個々の官名についてはずでに郭沫若の研究がある。彼は金文に見える官名が周礼の六官の制度とは著しく相違し、周礼の官制が戦国儒家のユートピア的な国家制度にすぎないことを論証することに力を注いだ。じっさい西周後期の金文によると、後期の官制は詩の十月之交篇の官制に近似したもののように見うけられる。

西周後期の策命を述べた金文は史料としてはたいへん貴重なものであるが、残念なことには、大克鼎以下、数器が一八九〇年陝西省扶風県法門寺任村から出土したことが明らかであるのを除いて、たしかに出土地点のわかったものが殆んどなかった。

その上、がんらい西周後期の類型的な銘文をもつ青銅器の形態、文様もすこぶる類型的である。銘文の書体、銅器の形態から真偽を判定することもたいへん困難であったが、一九四九年中華人民共和国の成立によって事態は一変した。陝西省内の郿県李家村、藍田県寺坡村、長安張家坡、同じく五楼郷、扶風齊家村などから続々として西周後期の長文の策命形式の金文をほった銅器が発掘された。これによって、従前筆者が漠然と西周後期の金文を周の内服官僚の叙任策命の例と考えたことが、出土地点から裏付けされることになった。<sup>③</sup>

また筆者はかつて西周後期の策命形式の金文を西周前期の主として錫与形式の金文と対照して、その性格を略述したことがあった。<sup>④</sup>西周初期の金文は周王または周の将相、諸侯等が臣下の戦功や平時の祭祀奉仕にたいして恩賞を与

えたことを記述するので、錫与形式金文と呼んだ。この錫与の内容は宝貝が多数をしめているが、人民と一体視された領土もふくまれている。これにたいして西周後期の金文は少数の戦功にたいするものを除いて、大多数は平時の策命によって占められる。その内容は官職の叙任とそれにもなった車馬祭服とその附属品の恩賜品目が重きをなし、その間に若干例の領土及び師氏軍団、楽団の贈与がふくまれるのみである。そこで筆者はこのような西周後期金文を策命形式金文と命名したのであった。

西周後期の金文によると、周王室の叙任は王廷に朝見した臣僚にたいして行われたものであった。王はふつう西周の首都である宗周、成周の宗廟の大堂の庭に南面して立ち、大臣の介添えのもとで進み入って中庭に北面して立った臣下に対して、史官が命冊を読み上げて交付する。かれは命冊つまり策命の辞命を首にかけて退出し、再び中庭に入つて誠意の象徴である玉を納めて変らざる忠誠を誓いたてまつるといのが儀式の常であった。<sup>③</sup>

西周後期金文は主として平時において、周の王室に入朝した臣下にたいする叙任策命を記述しているが、その官職

の大部分はその臣下の祖先が周の王室の祖宗から受けていたものであった。留鼎によると留は王からその祖考たちがかつて司っていた亀卜の仕事をうけついで如きはその例である。<sup>④</sup>西周の官職はその意味ではほとんど世襲であったといつて差し支えはない。しかし、この世襲は無条件的に行われたのではなく、時々、王室によりその策命が更改される場合がある。

官職叙任の策命の更改は、ふつう王から「今余これ乃の命を醜棄す」という言葉でいい表され、ときに棄の字を略されることもある。この言葉の意義については、異説が多いが、王国維が繡京にあて、繡は益すこと、京は崇めることと訳したのが、もっとも有力な解釈とされている。<sup>⑤</sup>これによると当事者にたいして従前に発行していた辞令の効力を再確認することを意味する用語である。

このような「その命を繡京す」と記されるような先行の策命にたいする再確認及びこれに類する行為が、先王が死亡し、新王が即位した機会になされた場合が比較的多いことは注目すべき現象である。元年既望、丁亥の年月日に行われた蔡駸（大系釈文一〇三葉）の策命には「先王すでに汝を



命じて宰となし、王家を司らしめたり。今余なんじの命を繚京して、……王家の内外を死つかさ司らしむ」と書いているのはその適例である。元年二月の年月を記した師甸師甸（天系釈文二二九葉）が同例であるほか、元年に先王の策命を再認したものに元年正月の師酉師酉（天系釈文八八葉）、師毀師毀（天系釈文二四葉）、元年六月の師虎師虎（天系釈文七三葉）などがある。

そのほか二年正月の鄠鄠（天系釈文二五五葉）、五年三月の諫諫（天系一七葉）、五年七月十二日の牧牧（天系七五葉）、十一年九月の師師（天系一四九葉）などがこれにつづいている。

がんらい、西周の金文のなかで王の即位年数を記しているものは少数であるのに、王の元年に行われた先王の策命を再確認したものが五例に上ることは西周の叙任策命が、フランクにおいて臣下に給された封土が君主の死亡によって、再び君主に帰されるというヘレンファルに類する傾向をもっていたことを示すもののように見える。

中国の西周後期においては新王の即位元年のみならず三年においても、定期的な大朝会が催されたらしく、三年三月初吉甲戌の同日に師師、師師の二人が司馬共伯にひきいられて王に入見して、叙任策命をうけたことが二つの器文

にのせられている（天系釈文二二五葉及び二一六葉）。そのほか三年二月の年号をもつ師師兌師兌があることも三年定期入朝の儀式があったらしいことを暗示している。さきにあげた五年三月の諫諫も即位五年における定期朝会の存在を想像させるものである。

新王のもとで行われたこのような元年の定期的朝会に入見したものは、恐らく先王から賜った策命を再確認する策命をうけるのが慣例であったと見られるから、先王の死亡によって、先王の叙任策命は一応無効となり、新王によってこの叙任策命が再確認されるのが普通の礼であったと見てよいであろう。なんらかの事情に元年に入朝できなかつたものは、三年・五年などの定期的の朝会に入見したとき、先王の叙任を再認する策命を新王から受けたと解してもいいであろう。

ところが七年、十一年に至って、再認をうけたという事例は、だいたい二年ごとに内服の定期大朝会が催されたのを機会としているとしても、新王の即位後からすると少し期間があきすぎている感じをあたえる。

ヘレンファル古典理論にたいして、ミッタイスによって

修正論が提出され、主君の死亡によって家臣との人的勤務

関係は解消したものでなく、封は新主君に復帰したのでない。新主君が代った場合、事実上、家士から恩寵を確保しようとして授封の更新が申請され、それから、ヘレンファルの制度が確立することになったといわれる。<sup>⑤</sup>中国においても西周後期においてヘレンファルという慣習が制度化する傾向にあったが、まだ制度として固定するにはいたらなかったと解すべきものであろう。その間に宣王の中興によって、周室の王権を再強化しようという政策もでてきている。したがって、西周後期におけるヘレンファル的な慣習の固定化については、なおいろいろの事情を考慮しなければならぬ。

西周後期のヘレンファルは、一方においては、新年の季節祭において、万物が新しく生れ変わるといふ古代宗教の根本觀念とも関連するものかも知れない。新年の生れ変りの觀念が王の交代に結びついたのかも知れない。

ともかく、王の死亡によって内服の官職の策命が再認識される必要があるという慣習はかなり一般的であった。これは外服の諸侯の封土にたいしても影響していたと見るべき

であろう。

西周の領土恩賜に関して土地とそこに住む人民とが一体と考えられたことを前に述べておいた。西周後期の内服の官僚の叙任された官職のなかには、いろいろの種類がふくまれるけれども、そのなかで人民を支配し、管理する職掌をもつものことは、土地に関連をもつものとして一応目を通しておくべきである。

師虎は恐らく周恭王の即位元年六月に杜居に入朝して、先王から任命されていた宗周の近衛軍にあたる左右戲繁荊をつかさどる職を再認された。師虎殿にはなんちの祖考について、「左右戲繁荊を啻官嗣せよ」と命ぜられている。

「啻官嗣」三字については、啻を嫡とよみ、官嗣を管理の意にとり、祖先を継承して管理すると解した郭沫若の説があった。<sup>⑥</sup>もしこの説が成立するとすれば、師虎は祖宗の職とした周の親衛軍団にたいする支配権を承継したことになる。この軍団は師虎の家に仕えるため、次第に世襲的な軍隊、私兵に化する傾向があったと見なされるかもしれない。

しかし郭説はまだ学界の定説となっていないが、最近陝西省藍田県城の南五里の寺坡村から出土した匍殿の銘

文がこの難解な用語について、解読の手がかりを提供した。

この新出土器文が、清代に出土した師酉毘と策命の内容が酷似していることは郭沫若らがすでに注意したところである。<sup>④</sup> 師酉毘に周某王の即位元年正月、王が呉の大廟において師酉にあたえた叙任の策命を中心としているのにならして、匭毘は某王十七祀つまり王の即位十七年射日宮において匭にあたえた策命であるが、師酉も匭も同じように邑人であり、周の近衛の臣である西門夷などを支配することを命ぜられている。師酉の策命が「嗣乃祖匭官邑人虎臣西門夷……」とかいているところを、匭毘の方では「今余命女匭官嗣邑人先虎臣後庸西門夷……」とかいていいる。これによって見ると、前者は祖先が管理したことのある虎臣西門夷等の支配をうけついでなのであるから、「匭官嗣」はいかにも郭氏のいうように「嫡官嗣」とよんで、祖先をついで管理するの意味に解するのが適当と見える。

ところが後者は、前者の師酉が元年に承継した虎臣たちを、その十七年にいたって、移管をうけたことを記しているのに「今余れ汝に令して匭官嗣せよ」と書いているのであるから、この用語の匭を嫡とよみ相続の意味にとること

はやや困難となった。そこで私は匭官を詩の鄭風緇衣篇の「緇衣宜兮、敝予又改為兮、適子之館兮、還予授子之粢兮」の第三句「子の館に適ぎ」の「適館」の仮借と読むべきだという説を提出したい。

毛伝によると適は之くことであり、館は館舎であり、諸侯である鄭武公が周の都に入見して、そこにやどることだとされている。これにたいして鄭箋は鄭武公の王室の卿士として天子之宮におもむいたことをさすと解している。私は鄭箋にしたがって、匭の場合にそれが周室に入朝して首都の館にとどまり、近衛の虎臣たちの長となることを命ぜられたのだと説く。匭官は略語で正しくは匭官嗣であり、官つまり任地の館に赴いて、そこでそこに奉仕する軍団を支配するというのが原義であったのである。

競亩という西周中期の金文（大系釈文六六卷）には、伯犀父という周の軍將が成周の師氏軍団をひきいて南夷つまり淮夷を征伐したことを述べて、正月辛丑の日に出陣先のある地で伯犀父が競なる部下に命じて、伯犀父の官に格らしめたと書いている。この官はこの地における部將の本陣、つまり館のことをさしていると解すべきであるから、館を官

と書くことは西周時代の金文にも例があったのである。

師奎父鼎の「もってなんじの父の官友を司れ」（大系七八  
葉、「師晨に命じて師俗をたすけて邑人と小臣の膳夫の守  
れる……官の犬、及び鄭人の膳夫の官の守りの友」などと  
ある官はすべて館と読みかえるとよく意が通ずる。前者は  
父と同じ館につとめる同僚、下は館にかつてゐる犬とまた  
同僚つまり奉仕する士たちとなる。このような例ではないず  
れも官を館の仮借とした方が読みやすいといえるであろう。  
畜官を畜官嗣、つまり適館司、任地の館に行きてそこで  
土地の軍団を支配するの意味にとるとして、金文のすべて  
の用例にもとらないであろうか、まず師虎毀はなんぢの祖  
考をついで、館にゆき左右戯繁荊を司れと読んだ方が意味  
がとりやすい。また家司馬に任じられた趨はつまり館に赴  
いて僕射の訟えをきいたと解される例もある（大系五七葉）。

さらに一步を進めると金文に某の職をつかさどることを  
「官嗣」つまり「官司」といつてるが、これも適館司の略  
と見ることも可能である。たとえば武功鼎出土の師藩毀が  
「汝に命じて邑人師氏を官司せよ」は「汝に命じて館にゆき  
て邑人、師氏を司れ」であり、張家坡出土の師旋毀の「豊

還（『苑』左右の師氏を官司せめ）は館にゆき豊苑左右の  
師氏を司れ」であり、膳夫山鼎の「汝に命じて歛獻人を甕  
に官司せよ」も「館にゆきて某の獻人を司れ」などと読め  
るであろう。<sup>⑧</sup>

畜官司を嫡官司とよむ郭説の誤りは新出の金文によつて  
明らかとなった。私の「館に適いて司れ」とよむ説による  
と、この新任の官が館に着いたとき、奉仕する守官の友、  
つまり、邑人小臣、虎臣などの軍人たちはみな館に来て、  
「初見事」つまりお目見得の儀式が行われるであろう。ま  
た祖先らしい館に奉仕していた軍士においても同じように  
「初見事」の儀式が行われたであろう。そしてここで新主  
にたいして忠誠を誓つたにちがいない。

こういう支配が祖父から代々長期にわたると、私臣に化  
する傾向が必ず生れてくるものであるが、師西の祖宗以来  
管理した虎臣たちが、匱に配置がえになったことから見る  
と、世襲即私兵化という現象は西周の内服ではまだ途上に  
あっただけで、必ずしも全面化されていなかつたといえる  
であろう。このことは官職そのものが世襲になつていな  
が、新君主が代るとへレンファルに類する再認の策命がで

てくると軌を一にしている。諸侯の所領についても、必ずしも世襲権が絶対視されたものでもない。それは周語に見えるような宣王が魯侯の承継の争いに介入したことによって片鱗がうかがわれるであろう。

西周後期の金文に現れた策命によると、たとえば卯毘（大系八五蕨）のように、主君は臣下に先祖の官である官宰をつがせ臣妾の管理にあたらせるとともに、別に馬十四、牛十四と田地をあたえている。官職に任命されることによって、役得がえられる。それは例えば、鬲毘のように、成周の里人と諸侯の大巫をつかさどるといふ役に任ぜられたときに、その住民たちの訴訟をきく裁判権をあたえられ、一件ごとに五疇という額を徴収することを許されたのがその例である（大系一九蕨）。かれはその外に「夷臣十家」を賜っているように役職の取り分と、恩賞の人民領土とは別物とされるのが原則であった。しかし官による支配権のヘンファルの現象はまた、領土にもヘンファルのな事象も及ぼされることを推考させるものがある。王の世代の改まることによって、天地万物が新しい秩序に生れ代るとい

う考が残っているからである。

### おわりに

戦後中国で続々と発見された西周の青銅器銘文はわれわれ古代史研究者にどんな新しい知識をもたらしたのであろうか。それはいろいろの側面から考えられることであろうが、ここでは筆者が三十余年前の西周金文を史料としたふつう奴隸の身分にあると考えらるる臣の恩賞の性質を考察した試論を、も一度この新史料からえられる新しい知識をもととして反省して見ようとした。

西周において部族の居住する土地にたいする土地を支配する権利は、土地の精霊である土神つまり社神の祭祀権といいかえることができる。その土地を恩賜し、譲渡する法的行為もまた、厳格な宗教的儀礼をともなって実施された。この土地を采地として成立した新しい植民都市の君主が、ここに宗廟を建築し、祖先を祭るために鑄造した青銅器は、この新しい土地の精霊を鎮撫し、周部族の奉ずる氏族神の権威を確立しようとする宗教的な象徴であった。東周時代になって、この祭器自身が所領の象徴となったこと

は決してふしぎなことではなかった。

このような土地の祭祀権を成立させる古代宗教の公的行事は農業収穫を確保するために行われた季節祭と呼ばれる呪術儀礼にあった。新年とともに万物の生命は生れ変わるものであり、正月の祈年祭は精霊の生れ代りを象徴し、それを促進する行事であった。<sup>④</sup>

西周時代の土地の所有権もこのような古代宗教の季節觀念の支配をうけた。西周の官僚と諸侯とのうける官職と封土とは、主君の交代にともない、新王君から再認をうける必要があった。西洋のフランク封建制に見られるような、フェアファレンの現象に類する。これもまた中国古代宗教の季節觀念に遠い基礎をもつものであろう。

① 樋口隆康博士の「西周青銅器の研究」(《京都大学文学部研究紀要》

第七)はこれに先行した陳夢家の「西周銅器断代」(《考古学報》第九冊、一九五五年より一九五六年四号にいたる)が銘文を主体としたのにならして、新出銅器自体について考古学的な精細な研究を行っているが、昭和三七年度の刊行なので、さらに既出のもの補訂が必要である。

② 王国維、「散氏盤考釈」三葉(《王忠愍公遺書初集、觀堂古金文考釈所収》参照。

③ 散氏盤、大系は矢人盤と名づけている。一二七図、釈文二一九葉。

以下この釈文はだいたい平凡社書道全集第一巻、一九一一一九三頁の

赤塚忠氏によった。

④ 『礼記』曲礼篇。漢代に最終的に編纂せられたか、わらず列國の

大夫や士が他國に亡命するとき、國境をこえるときは、喪服をつけて故國に哭する礼のことを述べている。祭政一致の神權政治を行っていた春秋及びそれ以前の西周の都市國家における亡命出境にさいする慣行をよく伝えている。左伝には衛獻公が大臣の孫文子、寧惠子に追われて齊國に亡命したとき、國境において、はるかに故國の宗廟にたいして神官の祝宗をして罪無くして國外退去のやむなきに至ったことを報告させている(左伝、襄二四年)。國境を通過して他國に行くときには、故國の祖靈に告げ、死して新に生れ変わる特殊の儀礼を行う必要があったらしい。士大夫の同じような去國の儀礼について述べた『礼記』曲礼篇の記事は春秋時代の都市國家の去國の儀礼の記憶をよく残している。これにともなう、祭器である銅器を、國境をこえて他國に持ち出すことを禁止した条項も、時代の列國の慣行から出ていると見なされる。曲礼篇はさらに「國君その國を去るときは、止めて、『いかにぞ社稷を去る』といふ、大夫には『いかにぞ宗廟を去る』といふ、士には『いかにぞ墳墓を去る』』といっている。亡命する君主、大夫、士を思い止まらすよう一応のきまり文句で呼びかけることが儀式になっていたことを語っている。

⑤ 田の境界を意味する疆という字が弓を附しているのは、弓矢を射る儀式が境界の確定に必要であった古代の信仰を現わしている。弓をもつて田の面積を測ったからだという小学家の説は全く近代の常識にもとずいた俗見である。

⑥ 明公、また周公。周公于明保を筆者は旧著『中国古代理史学の発展』(四一〇頁)において明保、明公、周公旦の他称と解した。白川静氏はこれに反対して陳夢家の君陳説をとっていられる(『金文通釈』六)。問題のある「尚書序」に基づいた唐の孔穎達の説であるから根拠が乏

しいけれども、周公の死後、周公の次子が洛陽で周室の代表者として止っていたものを明保と呼んだと考えることも全然不可能ではない。

⑦ 貝塚茂樹「殷末周初の東方経略について」『東方学報』京都第十一冊第一分、第二分、昭和十五年）『中国古史学の発展』昭和二年に収める。

⑧ 樋口博士前掲論文 二六頁。

⑨ 樋口博士も指摘しているように「樊古椽彝器款識」によると「匱侯旨乍父辛尊」という銘をもち、形態から周初にぞくすると推定される匱侯旨鼎第二器が盃、爵、觚、卣とともに北京城外から出土した、といわれる（同上、二五頁）。

⑩ この発見については「江蘇省丹徒縣煙墩山出土の古代青銅器」『文物参考資料』（以下略称文参一九五五の五）の記事がある。

⑪ この器の銘文については陳夢家の「西周銅器断代」『学報』九、一九五五、郭沫若「矢設銘考釈」『学報』一九五六の二、唐蘭「宣侯即殷考釈」『学報』一九五六の二、白川静「金文通釈一〇」『白鶴美術館誌』一〇等の諸家が考釈を行った。

⑫ 大系 九六、九七葉。

⑬ 大系 八六葉。

⑭ これは兩雅積地の「邑外これを郊といふ、郊外これを牧といふ、牧外これを野といふ、野外これを林という」という都市郊外の地帯にたいする呼び方と大体において一致している。

⑮ 西周後期の金文師農鼎には、かれが王命によって支配するものを、邑人と奠人とを区別して挙げている（大系一一五葉。奠人は郷人とよまれるが、すべて西周初期の征服民で四方に分けて配置されたものらしい）。

⑯ 大系 一六葉。

⑰ 大系 三葉。

⑱ 郭氏は原文の「公尹白丁父兄于戎」の兄を脱とよんでいる。筆者は中鼎（大系一六葉）の「今兄卑汝盪土」が汝に領土を祝してたもうことをさしたのと照応し、戎人に祝告したことと解したい。

⑲ 『善着彝器図録』二八図、容庚の釈文に逆造と出入を同意なりとしている。

⑳ 大系 二五葉。

㉑ 金文の末尾につけられた末語のなかには、彝尊のように、受命した作器者が「天子……万年我が万邦を保たん」といったものもあるが、（大系、六六葉）作器者自らを祝して「頌よそれ万年眉寿、駿天子に臣たれ」と誓ったような例が多い。（大系 七二葉）。

㉒ 水野清一「玉璽考」『東方学報』京都第二号）。また同博士『殷周青銅器と玉』（二頁、八八、九〇頁）。

㉓ 加藤常賢博士は「二の臣衛あえて執壊して奠く」と説まれ、あえて拼讀して圭と略とを王にさしつけて、こゝにおきますという意に解された。偽孔伝の「壤地の出す所を執る」という解を望文生義として斥けられたのである（『真古文尚書集解』一七三頁、四二九頁）。私は圭こそは土地の精霊、また自分の魂の象徴であるから、これを土地に産する略とともにさしげると解するのは決して望文生義でないと考ええる。

㉔ 「庶邦、侯、甸、男、衛」の衛は酒誥の「侯甸男衛邦伯」とともに衛服のことだと解されてきた。さきに引用した令彝の文に「侯、すなわち侯田男」とあったように、侯服つまり外服にある諸侯としては侯、田つまり甸、男の三種があるのみである。外服の人々を天子が衛、さきもりたちと見なしたのである。

㉕ 世良晃志郎『封建制成立史序説』九一一頁。

㉖ 樋口博士、六四頁。

- ②⑦ 同、七四頁。
- ②⑧ 中国科学院考古研究所『長市張家坡西周銅器群』。
- ②⑨ 同『扶風齊家村西周銅器群』。
- ③⑩ 『中國古代史学の發展』一八四、五頁。
- ③⑪ 同上、三五八―三六四頁。
- ③⑫ 同、一五七頁。
- ③⑬ 「晉よ、汝に命じて乃ちの祖考の司れる人事を更ましむ」(大系、九六葉)。
- ③⑭ 王国維「毛公鼎考釈」「克鼎銘考釈」(觀堂古金文考釈)。
- ③⑮ 世良晃志郎『封建制成立史序説』一一―一二頁。

- ③⑯ 郭沫若氏の説は大系釈文七四葉に出ている。帝を嫡と読み官司を管理とし、管理を承継することだと述べている。
- ③⑰ 郭沫若「彈叔簋及匚簋考釈」『文物』一九六〇年二期、又同氏『文史論叢』(三四七―三五一頁)に収められる。
- ③⑱ 「陝西省永寿县武功県出土西周銅器」『文物』六四年七期。
- ③⑲ 「陝西省博物館新征集的幾件西周銅器」『文物』六五年七期。
- ④⑰ 筆者『神々の誕生』第七章二〇―二二四頁、また Theodor H. Gaster, *Thespis, ritual and drama in the ancient Near East*, 1961.

(京都大学教授)



this is also the preparation for our consideration on the function of real estate pawn of sale in the next article, connecting with the coming examination of landholding by this explanation of the controlling action of the *Ritsuryô* 律令 state power to the private debt contracts.

## Land System in the *Chou* 周 Dynasty

—especially through the newly discovered *Si-chou-Dhin-wên* 西周金文—

by

Shigeki Kaizuka

Aquiring knowledge from *Ên-szŭ-ts'ê-ming* 恩賜策命 of land and people in the *Si-chou* 西周 era in the inscriptions of bronzes discovered after the revolution in new China, we reconsider the accepted theory on the land system in *Si-chou* based on the classics and the inscription of bronze already known before 1949; in consequence, office of the central officials and feud of border and lords in *Si-chou* proved to be necessary for reassurance of the new king at the death of the old king: this bears a striking resemblance to the custom of *Verfahren* in the Frankish feudalism in the western Europe. The idea of land in ancient China was strongly affected by the seasonal sense of the ancient religion; the idea that the new order was revived by the new year or the new king may be the motive power in the formation of this custom.

## The Feudal System in Thessaly at the End of the Byzantine Empire

by

Haruyasu Yoneda

The Latin conquest (1204), and the emergence of the little latin states in the Mediterranean world had the importance effects on the byzantine empire: it degraded the World Empire of Byzantium into a mere little state and accelerated the feudalization remarkable since